令和８年度 阪神ものづくりチャレンジラボ事業運営管理業務 仕様書

１　業務の名称

令和８年度 阪神ものづくりチャレンジラボ事業運営管理業務（以下、「本業務」という。）

２　履行期間

契約締結日から令和９年３月31日まで

３　履行場所

委託者が指定する場所

４　適用範囲

(1)　この仕様書は、本業務について適用する。
(2)　この仕様書に規定する事項は、受託者がその責任において履行するものとする。
(3)　受託者は、契約書及び本仕様書に明示のない事項や疑義の生じた事項について、委託者との協議の上、対応を決定するものとする。

５　本業務の目的

阪神地域に集積するものづくり企業は、優れた技術力を有し、成長・発展の可能性が高い一方、大企業の下請企業が多いため、国際情勢や経済社会環境の変化による取引先の方針転換及び業績悪化への対応等に関して、脆弱性を有している。

こうしたポテンシャルと課題を踏まえ、持続可能な地域産業を確立するため、阪神ものづくり企業が有するコア技術の応用範囲を拡張（価値創造）し、既存事業と価値創造事業との両利きの経営の実践を通じて、阪神ものづくり企業の競争力や自己変革力を高める。

６　委託料等

(1)対象経費　令和８年度 阪神ものづくりチャレンジラボ事業運営管理費
(2)上 限 額　８，５４８，０００円以内（消費税及び地方消費税含む）
(3)そ の 他　委託事務の全部又は主体的部分に関する再委託は禁止する。なお、その余の部分に関する再委託を必要とする場合は、あらかじめ委託者と協議し、承諾を得た場合に限り認めるものとする。

７　業務内容

受託者は、本業務において、競争力の源泉と言える高い技術力を有する阪神ものづくり企業が、これまで接点を持たないスタートアップ企業等の技術的な課題解決に向けて連携する機会を創出し、同企業のコア技術の応用範囲の拡張（価値創造）を通じて異分野・新領域への進出を促すため、本業務の運営主体として、十分な人員体制・運営体制を構築した上で、下記(1)～(5)を基本に、委託者との協議の上、全体企画、

事務局業務、実施支援・管理、効果測定等を行う（なお、委託者は、受託者による代替案、協賛金の獲得や参加者の実費負担による資金の確保、委託者との協働等の追加提案に係る協議に随時応じる。）。

受託者は、本業務期間終了までに、５件（阪神北地域のものづくり企業に係る１～２件を含む）程度の連携事例創出を目標とすること。

なお、本業務全体及び下記(2)～(5)の各事業に着手するにあたり、それぞれの計画書や工程表を作成し、事前に委託者の承認を得ること。また、本業務に従事する者について、氏名及び主な実績等を提出すること。

(1)　共通事項

ア　本業務の全体を管理する責任者および下記(2)～(5)の各事業の実施における運営責任者をそれぞれ設置すること。なお、各事業の責任者は同一の者であっても構わない。

イ　各事業の運営責任者は、ものづくり領域やスタートアップ支援に関する専門性を有することが望ましいが、再委託等により積極的な外部リソースを活用しながら運営を行うことで、必要な専門性を担保することも可とする。

ウ　各事業の実施形態については指定しないが、参加者の利便性、支援の効率性等を十分勘案したうえで、社会情勢等も考慮しつつ、ARKade等において、実施（ヒアリング・個別協議・メンタリング等）機会を積極的に創出すること。

エ　各事業の効果的な運営のために、事業開始前または実施期間中に、事業会社や大学、支援機関、金融機関、研究機関等との協力関係を構築し、積極的な連携を行うこと。

オ　各事業を県内外の多様な関係者に広く発信する観点から、各事業の紹介や参加者の募集、成果報告会の告知などを行う本業務専用ホームページを作成すること。

カ　各事業に関する各種の企画・設計、参加者や実施内容の決定等は、委託者との定期的な打合せ・協議をもって行うこととし、随時の連絡調整や資料共有等を滞りなく実施すること。

キ　選定した全ての阪神ものづくり企業、スタートアップ企業等（以下、「各選定者」という。）と個別面談等を行い、各選定者の現状や課題、ニーズ等を把握し、各事業実施期間中に達成すべきゴールとそのためのアクションを定めた上で、支援報告書（任意様式）を作成し、委託者に提出すること。

ク　各事業運営にあたり、兵庫県やひょうご神戸スタートアップ・エコシステムコンソーシアムおよびその構成員、その他民間企業や関係機関等が実施する他のスタートアップ支援施策やものづくり領域におけるイノベーション創出支援施策等との効果的な連携を企画し、本業務による成果の最大化に努めること。

ケ　各選定者に対して定例ミーティング等を設定し、目標に対する進捗管理を行うとともに、新たに課題等が発生した場合には支援内容を見直すこと。なお、進捗状況等については委託者に随時報告すること（様式任意）。

⑵　本業務に参加するスタートアップ企業等の募集および選定事業

ア　本業務におけるスタートアップ企業等とは、以下の(ｱ)(ｲ)(ｳ)のいずれかを満たす企業を想定しているが、本業務実施にあたり委託者と調整のうえ定義すること。

(ｱ)ものづくり領域のスタートアップ企業

(ｲ)日本標準産業分類大分類の製造業に属する企業であること。

(ｳ)新たにものづくり領域での新規事業創出をめざす企業等

イ　阪神ものづくり企業の強みを生かせる分野において、参加企業を県内外から募集すること。なお、応募数は10者程度を目標とする。

ウ　募集に際しては、要件等を委託者と調整のうえ決定し、募集要項やエントリーフォーム等を作成すること。

エ　効果的な募集を行うため、上記７⑴オのホームページ、ＷＥＢメディアやＳＮＳ等の各種媒体を活用するほか、大学、支援機関、金融機関、研究機関等との連携、委託者が有するネットワークの活用等に最大限努めること。

オ　募集期間は１ヶ月以上設定すること。

カ　応募者の中から、阪神ものづくり企業が強みを発揮できる分野の技術的課題を有するか否か、ビジネスアイデアの内容や具体性、市場性、優位性、将来性等の観点から審査を行い、５者程度を選定すること。なお、選定の基準やプロセスについては、外部の有識者を審査員として迎えるなど、募集開始前に委託者と十分調整するとともに、選定者の決定は委託者の了承をもって最終決定とすること。

⑶　本業務に参加する阪神ものづくり企業の募集および選定事業

ア　本業務における阪神ものづくり企業とは、以下の(ｱ)(ｲ)(ｳ)すべてを満たす企業を想定しているが、本業務実施にあたり委託者と調整のうえ定義すること。

(ｱ)日本標準産業分類大分類の製造業に属する企業であること。

(ｲ)阪神地域（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）に工場等のものづくりの拠点を有する企業であること。

(ｳ)スタートアップ企業等の課題解決に可能性のある技術や実績がある企業であること。

イ　上記７⑴オのホームページを活用して、スタートアップ企業等が有する技術的課題を阪神ものづくり企業に公開し、その解決に資する提案を募集すること。なお、応募数は20者程度を目標とする。

ウ　募集に際しては、要件等を委託者と調整のうえ決定し、募集要項やエントリーフォーム等を作成すること。

エ　効果的な募集を行うため、上記７⑴オのホームページ、ＷＥＢメディアやＳＮＳ等の各種媒体を活用するほか、大学、支援機関、金融機関、研究機関等との連携、委託者が有するネットワークの活用等に最大限努めること。

オ　募集にかかる告知と併せ本業務への参加誘因とするとともに、ものづくり領域でのイノベーション創出の知見を広げるため、著名な講師や先進的な取組を行う企業等を招聘したセミナー（以下、「オープンイノベーションピッチ」という。）を、募集期間内の初期に１回程度開催すること。内容は、上記７(2)カで選定したスタートアップ企業等によるピッチを中心としつつ、本業務を通じて、阪神ものづくり企業がコア技術の応用範囲の拡張（価値創造）に取り組む機運醸成等につながるものとすること。

カ　募集期間は１ヶ月以上設定すること。

キ　応募者の中から、志望動機、提案の具体性・妥当性・実現可能性・独創性、協業に向けた体制、スケジュール等の観点から審査を行い、５者程度を選定すること。なお、選定の基準やプロセスについては、外部の有識者を審査員として迎えるなど、募集開始前に委託者と十分調整するとともに、選定者の決定は委託者の了承をもって最終決定とすること。

(4)　阪神ものづくり企業とスタートアップ企業との連携支援事業

ア　上記７(2)カで選定したスタートアップ企業等に対して、技術的課題の洗い出しや明確化のためのヒアリング、上記７(3)キで選定した阪神ものづくり企業に対して、異分野・新領域への進出意欲等のヒアリングを実施するとともに、連携に向けた知識、体制作り、留意点等の情報提供を行うこと。

イ　上記７(4)アを実施した上で、選定した阪神ものづくり企業とスタートアップ企業等（以下「選定企業同士」という。）が連携を検討するにあたって、個々の選定企業同士ごとに個別協議を４回程度行うこと。

　なお、個別協議において、選定企業同士が連携仮説を立案できるよう、ものづくり領域やスタートアップ支援等に精通した専門家等によるメンタリング支援を行うこと。

ウ　連携仮説の立案後も個別面談機会の設定、補助金等有益な情報の提供や必要な助言等の伴走支援を行うこと。

エ　事業会社や大学、支援機関、金融機関、研究機関等、特に県内に所在する企業・機関等へのアクセスサポート、補助金申請や日々の業務上の課題への相談対応等を行うこと。

オ　上記７(4)ア～エに定める各支援等は５ヵ月程度集中的に実施すること。

カ　令和７年度「阪神ものづくり価値創造チャレンジ事業」における連携成果（以下、「令和７年度連携成果」という。）をフォローアップするため、上記イ～オを行うこと。

キ　連携の検討開始となった阪神ものづくり企業が有する技術等の調査を行い、電子カルテとして取りまとめ、上記７(1)オのホームページを活用し公表すること。なお、調査項目については、委託者と調整の上、決定すること。

(5)　成果報告会の実施

ア　上記(4)の結果、試作や実証に発展した連携事例等の本業務の成果について、県内外の関係者等に効果的にＰＲするため、スタートアップ企業等と阪神ものづ

くり企業が連携について報告する成果報告会を開催すること。

イ　開催場所は阪神地域のセミナー会場（50名程度収容可能な施設）を原則とするが、委託者と調整のうえ、よりＰＲ効果が見込まれる他の県内の場所に変更しても構わない。なお、オンラインでも同時に開催するなど、多くの関係者が参加できるよう努めること。

ウ　来場者については、本業務に参加する企業等の今後の活動につながるよう県内の事業会社や大学、支援機関、金融機関、研究機関等からの多数来場を目指し積極的に募集することはもちろん、県外の関係者にも広く案内し、他地域からも来場者を呼び込むこと。

エ　内容は本業務へ参加する企業等の参加者による連携事例を中心としつつ、本業務を通じて、阪神ものづくり企業がコア技術の応用範囲の拡張（価値創造）に取り組む機運醸成等につながるものとすること。

オ　連携事例を取りまとめ、上記７(1)オのホームページを活用し、公表すること。

８　スケジュール

履行期間中におけるスケジュールは概ね以下を想定しており、受託者と調整のうえ決定する。

令和８年４月	業務全体の企画・設計
令和８年４月～	令和７年度連携成果の伴走支援
令和８年５月　～　令和８年７月	スタートアップ企業等の募集・選定
令和８年７月	オープンイノベーションピッチ
令和８年８月　～　令和８年10月	阪神ものづくり企業の募集・選定
令和８年10月　～　令和８年11月	個別協議、電子カルテ作成
令和８年10月　～　令和９年２月	連携仮説立案の合意形成の後押し 選定企業同士の連携へ向けた伴走支援
令和９年３月	成果報告会の開催、実績報告書の提出

※成果報告会では「令和７年度連携成果」へのフォローアップ及び令和８年度の連携支援事業について報告する。

９　その他

(1)　業務実施にあたっての留意点

ア　本業務にかかる事業・イベントは、ARKadeをはじめ、兵庫県内の起業支援拠点およびものづくり関連施設等での実施を原則とする。

イ　本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保し業務にあたること。

ウ　アンケートなどにより、本業務の効果を把握し適宜改善に努めること。

エ　本業務実施中は、進捗状況を定期的に委託者に報告するとともに、全体のスケジュール管理や作業工程・実績管理、成果・改善について、定期的に開催する打合せ・協議等により委託者等との協議・調整を行うこと。また、随時、委託者の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。

なお、本仕様書に定めのないものであっても本業務の目的達成に資する業務内

容があれば積極的に提案し、委託者等と協議のうえ実施すること。

オ　本業務実施中は、受託者及び受託者と人的又は資本関係のあるファンド等から本業務に参加している企業等に投資してはならない。

カ　受託者が交代する場合は、円滑な引き継ぎに協力すること。本業務の遂行によって得られた情報や成果物は委託者に帰属するものであるから、本業務に参加する企業等の各情報、諸規定・規約、ＷＥＢコンテンツ、ＰＲツール等の著作物及び著作権、その他本業務の継続に必要な資産を遅滞なく委託者に無償で譲渡すること。受託者は成果物の利用に関する全ての著作者人格権については、一切これを行使しないこと。

　また、著作者が受託者以外の第三者である場合は、今後委託者及び新しい受託者に対して著作者人格権が行使されないよう措置すること。

キ　個人情報や新事業の情報等の管理にあたって、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。

(2)　業務実施に関する基本的な条件

ア　本業務の実施にあたっては、本仕様書および本業務の企画提案募集要項ならびに企画提案書の内容をもとに、随時委託者等と連絡調整を行うこと。

イ　本業務を遂行するにあたり必要となる経費は、全て契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しない。

ウ　労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令、個人情報の保護に関する法律及び条例その他関係法令等を遵守すること。

　また、本仕様書のほか、暴力団の排除、公正な業務執行、個人情報の保護及び適正な労働条件の確保に関しては委託契約書の特記事項にて定める。

エ　事業開始準備のために要する経費や契約終了に伴う引き継ぎのために要する経費については、委託者は負担しない。

オ　委託者との連絡窓口となる担当者を１名定めること。

カ　本業務の実施にあたっては、委託者と十分協議しながら進めること。

　また、各事業等の実施にあたっては使用する当該施設の管理者や講師、協力企業など必要な関係者との調整を行うこと。

キ　受託者は、本業務の処理を第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部を再委託することについて、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

ク　受託者は、業務完了後における「業務報告書」をはじめとした下記10に定める所要の報告書類等のほか、業務の着手時及び実施中においても所要の書類を作成し、委託者に提出すること。

ケ　年度終了時において、経費に不足が生じても決定した委託料の額は変更しない。

コ　本仕様書に記載のないことや疑義が生じた場合は、事前に委託者と十分に協議すること。

10　業務報告書等の作成

(1)　業務着手時に提出する書類

・業務行程表

・業務計画書
・業務従事者名簿（担当者、メンター等）

(2)　業務の実施中に提出する書類

・打合せ記録
・支援報告書

(3)　業務の完了時に提出する書類（令和９年４月５日まで）

・業務完了届
・業務報告書
・その他、業務によって得られた資料一式

※納入形式は原則として電子データとする。別途、印刷物の提出を求める場合がある。